

方針 2. 安全・安心なまちづくりの観点から、特定空家等対策を重点課題として取り組みます。

- ・安全・安心なまちづくりの観点から、周辺の生活環境に悪影響を及ぼし、早急な対応が求められている特定空家等への対策を重点課題と位置づけます。
- ・また、特定空家等に至る前の管理不全空家等となった段階から対策を行い、実効的な改善を促進します。
- ・空家等はあくまで所有者等に管理責任があることから、所有者等が管理不全空家等及び特定空家等の発生を未然に防ぐこと、また、既に管理不全空家等及び特定空家等の状態にあるものについては、所有者等が主体的に改善を行うことを基本とします。
- ・そのため、地域・専門家団体等と連携しながら、所有者等による空家等の適切な維持管理や、相続等における権利関係の整理の重要性を広く周知・啓発していきます。
- ・個々の管理不全空家等及び特定空家等に対しては、空家法を効果的に活用して、所有者等の特定に重点的に取り組み、情報提供、助言・指導、勧告と段階的に指導を強化し、自主的な改善を促します。
- ・勧告を行った特定空家等において、改善が見られず特に必要であると認められるときには、行政処分（命令・代執行）による是正措置を行います。

方針 3. 空家等の活用を促進し、地域の活性化やまちの魅力向上に繋がります。

- ・管理不全空家等及び特定空家等による周辺環境への影響のほか、空家の増加は、コミュニティの衰退やまちの魅力の低下など、地域課題の要因となります。
- ・そこで、利用可能な空家等を地域資源と捉え、区役所等と地域で連携し、まちづくりの一環として空家等を活用した地域活性化に取り組み、まちの魅力向上に繋がります。
- ・また、空家等の活用や流通を促進するため、専門家団体等とも連携しながら、空家等の適切な維持管理に向けた普及啓発や、既存ストックの質の向上に資する改修等の支援に取り組みます。

2. 空家等対策の目標

- ・空家等対策の基本的な方針を踏まえ、空家等対策を計画的・効果的に推進し、その達成状況を測定するため、成果指標として次のとおり目標を設定します。
- ・なお、目標値については、自然災害や空家法の改正等の社会情勢の変化に対応し、計画期間内であっても必要な見直しを行います。

指標	目標値
1. 管理不全空家等及び特定空家等の件数	増加を抑制（令和 7 年度 900 件未満） （平成 28 年 3 月から令和 2 年 3 月で約 360 件から約 910 件に増加、令和 5 年 3 月末時点 820 件）
2. 管理不全空家等及び特定空家等の解体や補修等による是正件数	年間 300 件以上 （平成 28 年度から令和元年度までの 4 年間の平均是正件数は約 300 件、令和 4 年度までの 7 年間の平均是正件数は約 330 件）
3. 今後 5 年程度の空家の活用意向※がある所有者の割合	9 割以上を維持（令和 7 年度） （平成 28 年 84.5% → 令和 2 年 90.9% → 令和 4 年 91.9% 大阪市調べ）

※賃貸、売却、寄付・贈与、除却、利用、建替の意向

第4 空家等の調査

- ・各区役所に空家等対策の相談窓口を設けて広報を行い、住民から管理不全空家等及び特定空家等の通報を受け付けて得られた空家情報をデータベースの基本として、周辺に悪影響を及ぼす空家等の情報把握に努めます。
- ・区別の空家特性については、住宅・土地統計調査等の統計資料を活用しながら整理・分析を行います。
- ・地域のまちづくりや特定空家等対策に取り組むうえで、地域の空家実態を把握するために必要な場合は、各区役所において、調査エリアの重点化など、より適切で効果的な手法により空家等の情報整理に取り組み、空家等の所有者等への効果的な働きかけに努めます。
- ・調査の実施に際しては、市民等からの通報に加え、空家の多いエリアを中心とした職員のパトロール等による積極的な管理不全空家等及び特定空家等の把握や、地域団体等の協力を得て情報収集を行うなど、より効率的・効果的な情報把握に努めます。

【参考】本市における取組

○空家相談員による空家利活用促進事業

(平成30年度から令和2年度重点施策推進経費) 大正区

- ・不動産関連事業者、不動産鑑定士、建築士、コーディネーター等の専門家で構成される「空家相談員」を新設します。
- ・重点地域を指定して利活用の見込みのある空家の所有者への働きかけを行い、空家相談員に繋げることで空家の利活用を促進します。
- ・また、空家に関する相談内容や利活用事例、是正事例を可能な限り他区にも情報発信していきます。



第5 住民等からの空家等に関する相談への対応

- ・空家等対策に関する情報収集や助言・指導を効果的に行うために、より地域・住民に近い方がニーズに合った政策ができるという「ニア・イズ・ベター」の視点から、区役所が拠点となり、各区役所に相談窓口を設置して取り組みます。
- ・管理不全空家等及び特定空家等に関する通報等については、各区役所の相談窓口で受け付け、現地を確認し、関係局とも連携しながら所有者調査や助言・指導等に取り組みます。
- ・空家所有者等からの相談については、各専門家団体や住まい情報センター、大阪の住まい活性化フォーラムの相談窓口一覧の案内チラシを作成し、相談内容に応じてこれらの窓口を案内するなど、関係機関と連携し、住民のニーズに応えられる相談窓口をめざして取り組みます。
- ・また、高齢者等の相談窓口である地域包括支援センターとも連携し、空家の発生予防や適正管理の観点からも、適切な相談対応等に努めます。
- ・さらに、区相談窓口の職員の専門性向上のために各専門家団体等との連携強化を進めるとともに、各区役所における先進的な取組状況について、24区で情報共有を図ります。

(具体的取組)

➤ 空家等に関する相談会の実施

空家に関する周辺とのトラブルを未然に防止するため、区役所専門相談や、セミナー等において、空家所有者等からの相談を受け付けます。

➤ 金融機関の除却費ローンの活用促進

市内の空家を所有又は管理する所有者等を支援するため、金融機関とも連携して利用しやすい金融メニュー等に関する情報提供に取り組みます。

【参考】本市における取組

○空家相談員による個別相談会 大正区・旭区

- ・宅地建物取引士や司法書士、弁護士などの専門家に空家に関するお悩みを直接相談できる「空家個別相談会」を開催しています。
- ・1回の相談は30分程度で予約は不要、無料で相談することができます。
- ・開催日については、各区役所ホームページ等で案内しています。
- ・空家をお持ちの方や近隣の空家にお困りの方、どなたでも参加でき、専門家が相談対応していることから、解決件数が増えています。



○不動産団体との連携による不動産無料相談会の実施

- ・空き家の相談をはじめ、市民が生活するうえで生じる不動産の賃貸及び売買等に関する一般的な相談を受けられるよう、不動産団体と連携しています。
- ・不動産に関する専門的知識を有した相談員の派遣を受け、市民が生活するうえで生じる一般的な相談等に応じて助言を行います。

【実施団体】

- ・一般社団法人 大阪府宅地建物取引業協会
- ・公益社団法人 全日本不動産協会大阪府本部

○住吉区空家等対策推進ネットワーク会議 住吉区

- ・地域団体、専門家団体、区役所間のゆるやかなネットワークを形成しています。
- ・区民から区役所に寄せられた相談について、区役所から専門家団体へ相談、又は、専門家団体へ繋ぐことにより、課題の解決を図っています。
- ・地域団体は、回覧やポスター掲示等による住民への啓発、新たに発生した空家や危険な空家等に関する情報の区役所への提供などに協力しています。

参画する地域団体：社会福祉法人 住吉区社会福祉協議会、住吉区地域活動協議会

参画する専門家団体：大阪司法書士会 阪南支部、大阪府行政書士会 住吉支部、
近畿税理士会 住吉支部、一般社団法人 大阪府宅地建物取引業協会
なにわ南支部

第6 所有者等による空家等の適切な管理の促進

1. 相談・普及啓発等による空家所有者等への意識啓発

- ・空家等の管理責任を所有者等に啓発し、空家等が管理不全に陥らないようにするため、各区役所を拠点とし、専門家団体等とも連携しながら、きめ細やかな相談・普及啓発に取り組みます。
- ・また、高齢単身者の増加とその後の空家管理の問題に着目し、管理不全空家等及び特定空家等の発生を抑制できるよう、高齢の住宅所有者等への適正管理に関する啓発をはじめとする予防的な空家等対策にも取り組みます。
- ・空家所有者等への意識啓発にあたっては、所有者等に管理責任があることを明確化して、管理意識の向上を図るとともに、所有者や管理者による定期的な空家等の状況確認や、インスペクション※による建物の現状把握、適切な修繕等の必要性を普及し、将来にわたる建物の適切な維持管理を促進します。
- ・また、相続や売買・賃貸等を円滑に行うためには、建物の維持管理にあわせ、権利関係も適切に整理・管理することが重要であるため、専門家団体等とも連携しながら、土地・建物の登記や隣地との土地境界確定の重要性について啓発します。

※中古住宅の売買等にあたって、建物の構造安全性や日常生活上の支障があると考えられる劣化事象等の有無を把握するために専門家が行う現況調査。

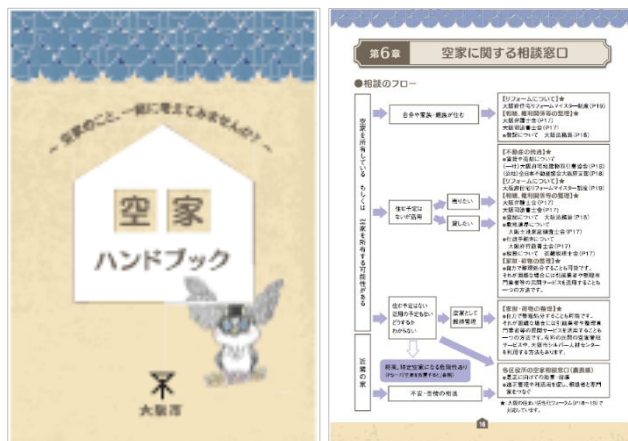
(具體的取組)

▶ 区役所等における啓発パンフレット等の配布や、出前講座等の実施

区役所の相談窓口等において空家等の適正管理や活用に係るパンフレット等を配布するとともに、ホームページや区広報紙を活用した普及啓発や、地域への出前講座の実施などにより、空家所有者等への適切な意識啓発に取り組めます。

【参考】本市における取組

○空家ハンドブックの作成・配布（平成 29 年度重点施策推進経費） 住吉区



- ・空家等の適正管理などに係る全市的な普及啓発冊子として作成し、区役所や地域包括支援センター等に配架しています。
- ・空家を放置した場合に起こりうる危険性をはじめ、適正な管理手法や活用方法、相談のフロー、相談窓口を紹介しています。

➤ 相談対応における空家所有者等の意識啓発、セミナーの実施

区役所や住まい情報センター等における空家所有者等の相談対応に際して、維持管理や権利関係の整理の重要性を啓発し、管理意識の向上に取り組みます。また、住まい情報センターにおける空家等の適正管理等に関するセミナーに加え、区役所においても地域の空家の実情等も踏まえながらセミナーを開催します。

➤ 大阪の住まい活性化フォーラムや専門家団体、法務局等と連携した意識啓発

空家所有者等の相談対応やセミナー、出前講座等による普及啓発にあたっては、大阪の住まい活性化フォーラムや専門家団体、法務局等とも連携し、各団体の専門的な知識と経験等を活かした効果的な取組を行います。

➤ 市外居住の空家所有者等への意識啓発

市外居住の空家所有者を含む建物所有者への空家等の適正管理に関する意識啓発に向けて、固定資産税等の納税通知書の同封物等を活用します。

➤ 空家管理を行う事業者の紹介についての検討

空家等の適正管理の推進を図るため、空家管理を行う事業者の紹介制度の検討を行います。

➤ 所有者やその家族に関わる人々と連携した予防的な空家対策

空家等の発生を未然に防止するために、空家問題に関わる関係機関と連携し、家屋等の所有者やその家族に加えて、所有者等に関わることの多い福祉関係者等への啓発を推進します。

【参考】本市における取組

○特定空家等予防啓発事業～空き家にしないネットワーク～ 阿倍野区

将来、空家になる可能性が高い家屋の所有者（高齢世帯）との関わりが深い福祉関係者や地域役員に対して、家の活用方法等に関するセミナー等の啓発活動を実施し、家に関する知識を修得してもらうことで、住まいに関する相談への対応を行う等地域課題の解決に向けて取り組んでいます。

